1. **裁量・選択・判断権に関する表現（Discretion & Judgment）**
   - at [one's] sole discretion / at [one's] absolute discretion
     - **和訳**：〜の単独（絶対的）の裁量で
     - **法的効果**：相手の同意や客観的な理由を必要とせず、自身の都合や判断だけで自由に決定・選択・行動できる最も強力な権利。
   - at [one's] discretion
     - **和訳**：〜の裁量で / 〜の判断で
     - **法的効果**：決定権・選択権を当事者に与える。
   - at [one's] reasonable discretion
     - **和訳**：〜の合理的な裁量で
     - **法的効果**：裁量権を与えるが、客観的・商業的に妥当（合理性がある）な範囲内に制限される。
   - in [one's] reasonable judgment / opinion
     - **和訳**：〜の合理的判断／意見により
     - **法的効果**：主観ではなく、客観的な根拠や正当な理由に基づいた判断を求める。
   - which consent shall not be unreasonably withheld, conditioned, or delayed
     - **和訳**：当該承諾は、不合理に拒絶・条件付・遅延されてはならない
     - **法的効果**：事前承諾を求める条項で、相手方が不当な理由で拒絶・引き延ばしをすることを禁じるブレーキ規定。
   - to [one's] [reasonable] satisfaction
     - **和訳**：〜の（合理的な）満足のゆくまで／納得のいくように
     - **法的効果**：納品物やパフォーマンスの合格・不合格の判別権を握る基準。
2. **例示列挙・限定排除に関する表現（Scope & Non-Limitation）**
   - including, but not limited to, ...
     - **和訳**：〜を含むが、これらに限定されない（最も標準的な限定解釈の排除句）
   - including not limited to ... / include, not limited to ...
     - **和訳**：〜を含み、これらに限定されない（but を省略した実務・口語的派生型）
   - including without limitation ...
     - **和訳**：〜を含むが、これらに限定されない（without limitation に置き換えた定番句）
   - includes, but is not limited to, ...

    - **和訳**：～を含むが、これらに限定されない（主語が単数形の場合の動詞派生型）
- including, without limiting the generality of the foregoing, ...
    - **和訳**：前述の包括的な意味合いを制限することなく～を含む（厳格な長文表現）
- without limitation
    - **和訳**：制限・限定なく（単独で挿入句や文末に置いて限定解釈を排除）

3. **義務の強度・主体の義務に関する表現（Obligation & Duty）**
- shall
    - **和訳**：～するものとする / ～しなければならない
    - **法的効果**：【厳格な法的義務】違反すれば直ちに契約違反（債務不履行）となる。英文契約で最も重要な単語。
- must
    - **和訳**：～しなければならない
    - **法的効果**：法的要件や手続き上、必須の条件・義務であることを示す。
- will
    - **和訳**：～するものとする
    - **法的効果**：義務と解釈されることもあるが、単なる将来の予定・意向と解釈されて義務強度が薄れるリスクがある。
- shall use its best efforts
    - **和訳**：～するよう最高度の努力をする（法的・客観的に可能な限りの手段を尽くす義務）
- shall use its reasonable efforts / commercially reasonable efforts
    - **和訳**：～するよう[商業的]合理性の範囲内で努力する（常識的な範囲での努力義務）
- shall use its reasonable endeavors
    - **和訳**：～するよう合理的な努力を払う（英国法等でよく用いられる努力義務）
- covenant
    - **和訳**：約定する / 誓約する
    - **法的効果**：契約期間中、特定の行為を行う（または行わない）という継続的な法的義務を負う。

4. **権利・権限の付与・禁止に関する表現（Rights & Prohibition）**
- may
    - **和訳**：～することができる

    - **法的効果**：【権利・権限の付与】行為を行うかどうかは当事者の任意であり、義務を負わない。
- **shall not / may not**
    - **和訳**：〜してはならない / 〜することはできない
    - **法的効果**：【絶対的禁止】不作為義務（やってはいけないこと）を定義する。
- **reserve the right to ...**
    - **和訳**：〜する権利を留保する
    - **法的効果**：将来的に特定の権利を行使する権限を保持することを事前に明告する。
- **entitled to ...**
    - **和訳**：〜する資格・権利を有する
    - **法的効果**：報酬受領権や損害賠償請求権などの正当な権利者であることを規定する。
- **without prejudice to ...**
    - **和訳**：〜を害することなく / 〜に影響を与えることなく
    - **法的効果**：本条項の権利を行使しても、他に有している権利や法的措置（損害賠償請求など）を失わない（維持する）ことを明示する。

5. **範囲・優先順位・限定に関する表現（Priority & Limitation）**
- **and/or**：および／または（両方、またはどちらか一方）
- **exclusive / non-exclusive**：排他的（独占的） / 非排他的（非独占的・他者にも付与可能）
- **subject to ...**
    - **和訳**：〜に従って / 〜を条件として / 〜にかからしめて
    - **法的効果**：他の条項・法律・前提条件が本条項よりも優先・支配することを指定する（従属規定）。
- **notwithstanding ...**
    - **和訳**：〜にかかわらず
    - **法的効果**：他の条項に何と書かれていようと、**本条項の内容を最優先で適用させる（優越規定）**。
- **to the extent ... / to the extent permitted by applicable law**：〜の範囲内で / 適用法令が許容する限度において（適用範囲の絞り込み）
- **save for ... / except as otherwise provided**：〜を除いて / 別段の定めがある場合を除き（除外規定）
- **provided, however, that ... (Provided that ...)**：ただし〜（但し書き。原則規定

に対する例外や条件の提示）

- **solely for the purpose of ...**：専ら～の目的のためにのみ（用途・目的の限定）

6. **条件・擬制・推定に関する表現（Conditions & Legal Presumptions）**
   - **conditional upon ... / subject to the satisfaction of ...**：～が成就・充足されることを条件として（停止条件）
   - **in the event that ... / in the event of ...**：～の場合には（特定事象の発生を前提とする条件設定）
   - **unless otherwise agreed [in writing]**：[書面により] 別段の合意がない限り（デフォルトルールの指定）
   - **deemed to be ...**：～とみなす（【法的擬制】反対の証拠があっても直ちには覆らない）
   - **presumed to be ...**：～と推定する（【法的推定】反対の事実・証拠が証明されれば覆る）
   - **if any**：仮にあるとすれば（不確定事項に対する予防表現）
   - **mutatis mutandis**：必要な変更を加えて準用する（他規定の準用定型句）
   - **ipso facto**：事実そのものによって / 自動的に
   - **null and void**：最初から無効（法的効力が存在しない状態）
7. **時間・期日・解約・効力に関する表現（Time & Temporal Effect）**
   - **forthwith / immediately**：直ちに（一切の遅延を許さない最優先の即時性）
   - **promptly**：速やかに（合理的な理由のない遅延を許さない柔軟性ある即時性）
   - **without delay**：遅滞なく（合理的遅延理由がない限り遅らせない）
   - **time is of the essence**
     - **和訳**：履行期日は厳格な本質的要素である
     - **法的効果**：1 日・1 分の遅れであっても直ちに重大な契約違反となり、無催告解除や損害賠償請求が可能となる。
   - **upon [notice / receipt / demand]**：～の[通知／受領／請求]をもって直ちに
   - **prior written notice**：事前の書面による通知
   - **retrospectively / with retroactive effect**：遡及して（過去の特定時点に遡って効力を発生させる）
   - **prospectively**：将来に向かって（過去に遡らず、その時点以降のみ効力を生じさせる）
   - **effective date**：発効日 / 効力発生日
   - **survival / shall survive termination**：契約終了後も有効に存続する（秘密保持や損害賠償条項など）
   - **terminate for convenience**：自己の都合による任意解除（理由を問わない解約

権）

- terminate for cause / terminate for default：契約違反・事由による解除
- acceleration of obligation：期限の利益の喪失（支払い遅延時に残金の一括即時返済を義務付ける）

8. 責任・損害・リスク分担に関する表現（Liability, Indemnification & Risk Allocation）

- indemnify and hold harmless
  - 和訳：補償し、免責（不利益を被らせない）とする
  - 法的効果：相手方が第三者から請求・訴訟を受けた場合、その賠償金や弁護士費用を全額肩代わりして補填・解決する超重要条項。
- hold harmless：免責する / 責任を追及しない（単独使用の場合）
- represent and warrant
  - 和訳：表明し、保証する（表明保証）
  - 法的効果：特定事実が真実かつ正確であることを保証する。虚偽の場合、損害賠償や解除の対象となる。
- willful misconduct or gross negligence：故意または重過失（責任制限の適用外とする際の決定的な基準）
- ordinary negligence：軽過失（通常の不注意）
- limitation of liability：責任制限（損害賠償の上限額や免責範囲の指定）
- consequential, indirect, special, punitive, or exemplary damages：間接損害、特別損害、懲罰的損害（責任制限で免責対象とする損害の列挙）
- liquidated damages：損害賠償額の予定（実際の損害額の証明なしに請求できる定額賠償金）
- as between [Party A] and [Party B]：当事者間（A と B の間）においては（外部関係と区別した内部責任分担）
- at one's own expense / at the cost of ...：自己の費用負担において
- Force Majeure：不可抗力（天災や戦争などによる不履行の免責規定）
- as is：現状有姿で（保証を一切つけず、現状のまま引き渡す免責表現）

9. 契約の解釈・一般条項（ボイラープレート）表現（Interpretation & Boilerplate）

- in writing：書面により / 書面をもって（口頭合意を排除する要式規定）
- governing law / applicable law：準拠法（どの国の法律に従って解釈するか）
- jurisdiction：裁判管轄（紛争が生じた際に訴訟を提起する裁判所）
- exclusive jurisdiction / non-exclusive jurisdiction：専属的合意管轄 / 非専属的合意管轄
- arbitration：仲裁（裁判所ではなく裁判外の仲裁機関により最終解決を図る手

続き）

- **severability**：可分性 / 一部無効（一部の条項が無効になっても、他の条項は有効に存続する）
- **entire agreement / merger clause**
    - **和訳**：完全合意
    - **法的効果**：本契約書が最終・完全な合意であり、契約前の口頭・書面での協議内容はすべて上書き・無効化される。
- **waiver / no waiver**：権利放棄 / 非放棄（一度権利を行使しなかったからといって将来の権利まで放棄したことにはならないとする規定）
- **assignment**：契約上の地位や権利義務の第三者への譲渡制限
- **counterparts / execution in counterparts**：副本による締結（遠隔地で別々の紙に署名して PDF 送付し合っても成立するとみなす規定）
- **headings are for convenience only**：見出しは便宜上のものに過ぎない（条項タイトルが文言解釈を制限しないというルール）
- **in witness whereof**：上記を証するため（契約末尾の調印文の定型句）